

SGEC EUDR DDSモジュール規格に基づく認証を行う認証機関に対する追加的要求事項

規準文書名: ＳＧＥＣ EUDR DDSモジュール規格に基づく認証を行う認証機関に対する追加的要求事項

文書タイトル: SGEC規準文書5-5:2027

承認機関: 理事会　　**承認日:** 2027--03

発行日: 2027-〇-〇

施行日: 2027-〇-〇

移行: 既存の認証書については、次回の審査においては本規格で実施するものとする。本規格の発効日以降に発行される新規の認証書については、本規格を直ちに適用するものとする。

レビュー日付: 2031-10-02

目次

序文 8

はじめに 9

1. 適用範囲 9

2. 引用文書 10

3. 用語と定義 11

3.1 一般的要求事項 11

4. 一般的要求事項 12

4.1 一般的事項 12

4.2 法的および契約事項 12

4.3 機密保持 12

5. 資源に関する要求事項 13

5.1 認証機関の要員 13

5.2 認証プロセスに関与する要員の力量管理 14

6. プロセスに関する要求事項 15

6.1 申請 15

6.2 申請レビュー 15

6.3 審査 16

6.4 認証書類 18

6.5 認証の終了、縮小、一時停止または取り消し 19

6.6 事前通知なしの審査 19

7. マネージメント・システムに関する要求事項 21

7.1 認証機関の内部監査 21

付属書 1（規範的）: SGEC公示のためにSGEC/PEFCジャパンが認める認定 22

付属書 2（規範的）: マルチサイトCOC認証 23

付属書 3（規範的）: 公開用審査報告書概要および審査報告書に記載すべき最小限の内容 24

参考文献 26

序文

一般社団法人緑の循環認証会議（以下「SGEC/PEFC ジャパン」という。）は、森林管理と COC 認証、及び森林及び森林外樹木産品のラベル制度を通じて持続可能な森林管理の促進 を図る日本国内に適用される認証制度を管理する機関である。

SGEC規準文書４は、SGEC 国産認証産品について規定したもので、主に日本国内を適用対象としているが、PEFC－COC 国際規格（PEFC ST2002:2020)に準拠し、PEFC評議会の相互承認を受けていることから国際市場においてPEFC 国際認証産品として主張し流通することが可能となっている。

SGECのCOC認証は、SGEC規準文書4「SGEC森林及び森林外樹木産品のCOC」に基づいている。規準文書4は、SGECの主張またはラベルが付いた製品に含まれる森林及び森林外樹木産原材料が、SGEC認証を受けた持続可能な方法で管理されている森林、森林外のSGEC認証を受けた樹木、リサイクル材、および／またはPEFC管理材に由来することを保証するものである。

SGECのCOC認証に関する「グローバルACI多国間相互承認協定（MRA）」の署名機関である認定機関から認定を受けた認証機関によって実施される。

2023年5月31日付の欧州議会および理事会規則（EU）2023/1115「森林破壊および森林劣化に関連する特定の商品および製品のEU市場における提供ならびにEUからの輸出に関する規則、ならびに規則（EU）第995/2010号（EUTR）の廃止」は、2023年6月29日に発効した。EUDRは、2024年12月19日の欧州議会および理事会規則（EU）2024/3234ならびに2025年12月19日の欧州議会および理事会規則（EU）2025/2650により、さらに改正された。

EUDRの目的は、同規則の適用範囲に含まれる原材料から製造された製品について、以下のすべての条件が満たされない限り、EU市場に出荷され、EU市場で利用可能にされ、または輸出されないようにすることである。その条件は、デフォレステーション・フリーであること、生産国の関連法令に従って生産されていること、並びに関連データ及び証拠を伴うDDステートメントまたは簡易申告の対象となっていることである。

SGEC/PEFCジャパンは、組織がEUDRへの準拠を実証できるよう支援するため、PEFC評議会が2026年10月5日付で公表したPEFC ST MO 2002-1「PEFC EUDR デュー・ディリジェンス・システム（PEFC EUDR DDS）の実施に関する要求事項」を踏まえ、「SGEC EUDRデュー・ディリジェンス・システム（SGEC EUDR DDS）の実施に関する要求事項」を策定した。

本規格は、このSGEC EUDR DDSモジュール規格に基づく認証を実施する認証機関に対する追加的要求事項を定めたものである。これは、SGEC規準文書4「SGEC COC規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」を補足するものである。

はじめに

本規格は、SGEC EUDR DDSモジュール規格に基づく認証業務を行う認証機関に対する追加的要求事項を定めたものである。本規格は単独の規格ではなく、SGEC規準文書5-2 「SGEC-COC規格に基づく認証業務を実施する認証機関に対する要求事項」と併せて使用しなければならない。

SGEC/PEFCジャパンに登録された認証機関は、SGEC EUDR DDSモジュール規格に基づき、組織に対する第三者適合性評価審査を実施する。ただし、EUDRへの準拠に関する責任は、依然として各組織が負うものである。EU加盟国によって指定された所管当局は、関連製品がEUDRに準拠しているかどうかを判断する責任を負う。

本規格は、2026 年 10 月 5 日に公表された PEFC IMN 2003-1:2026 「PEFC EUDR DDS モジュール規格に基づく認証を行う認証機関に対する追加的要求事項」を踏まえ策定されたもので、SGEC 規準文書 4-1 「SGEC EUDR デュー・ディリジェンス・システム（SGEC EUDR DDS）の実施のための要求事項」に基づき認証業務を行うすべての認証機関に対して適用される。

1. 適用範囲

本規格は、SGEC規準文書4-1「SGEC EUDRデュー・ディリジェンス・システム（SGEC EUDR DDS）の実施のための要求事項」の適用範囲をカバーする審査を実施する認証機関に対し、SGEC規準文書5-2 「SGEC-COC規格に基づく認証業務を実施する認証機関に対する要求事項」に対する追加要求事項を規定するものである。

SGEC規準文書4-1に基づき審査を行う認証機関の職員は、SGEC規準文書5-2 に基づくCOC認証を実施する資格を有するとともに本規格に規定する追加的資格要求事項を満たしていなければならない。
SGEC EUDR DDSモジュール規格に基づく認証は、EUDR（欧州連合森林破壊防止規則）の遵守に関する確認や検証を構成するものではない。本認証は、SGEC EUDR DDSモジュール規格の要求事項への適合性について、第三者による保証を提供するものに過ぎない。EUDRの遵守に関する責任は、EUDRの対象となる欧州連合（EU）域内に拠点を置く組織が単独で負うものとする。

2. 引用文書

本規格を適用するには、以下の参照文書が不可欠である。日付の記載があるもの、ないものを問わず、引用文書の最新版（修正を含む）が適用される。

SGEC 規準文書 4「SGEC 森林及び森林外樹木産品の COC 要求事項」
SGEC 規準文書 4-1:2026「SGEC デュー・ディリジェンス・システム（SGEC EUDR DDS）の実施のための要求事項」
SGEC 規準文書 5-2「SGEC-COC 認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」

森林減少及び森林劣化に関連する特定の産品及び製品のEU市場における利用可能化並びにEUからの輸出に関する、2023年5月31日付欧州議会及び理事会規則(EU) 2023/1115（規則(EU) No 995/2010を廃止し、規則(EU) 2024/3234及び規則(EU) 2025/2650により改正されたもの。以下「EUDR」という。）

2024年12月19日の欧州議会および理事会規則（EU）2024/3234（規則（EU）2023/1115の適用日に関する規定を改正するもの）

オペレーター及びトレーダーの特定の義務に関して規則(EU) 2023/1115を改正する、2025年12月19日付欧州議会及び理事会規則(EU) 2025/2650

GlobalACI-TECH-3-003（M）適合性評価を目的とした情報通信技術（ICT）の利用に関する必須文書

2010年10月20日の欧州議会および理事会規則（EU）第995/2010号（木材および木材製品を市場に流通させる事業者の義務を定めるもの。以下「EUTR」という）

森林減少及び森林劣化に関連する特定の産品及び製品のEU市場における利用可能化並びにEUからの輸出に関する規則(EU) 2023/1115に基づく情報システムの運用に関する、2024年12月4日付欧州委員会実施規則(EU) 2024/3084（欧州委員会実施規則(EU) 2026/1565により改正されたもの）

DDステートメントの提出、零細または小規模第一次オペレーターの簡易申告、緊急時対応措置及び情報システムの利用を簡素化するその他の措置に関して実施規則(EU) 2024/3084を改正する、2026年7月13日付欧州委員会実施規則(EU) 2026/1565

2026年7月13日の欧州委員会委任規則（EU）2026/2101：関連商品および関連製品のリストに関して、欧州議会および理事会の規則（EU）2023/1115を改正するもの。

3. 用語と定義

3.1 一般的事項

SGEC規準文書4-1:2026、SGEC規準文書4 および SGEC規準文書5-2に記載されているすべての用語および定義が適用される。

4. 一般的要求事項

4.1 一般的事項

4.1.1 顧客組織のSGEC EUDR DDSの評価基準は、SGEC規準文書4-1に規定されている。

注：SGEC EUDR DDS**規格**の内容については、SGEC/PEFCジャパンのウェブサイトwww.sgec-pefcj.jp）を参照。

4.1.2 認証機関は、SGEC EUDR DDSモニタリングシステムの一環として、PEFC評議会事務局の職員および／またはSGEC/PEFCジャパンの職員が、認証機関による審査にオブザーバーとして参加することを許可しなければならない。ただし、その際は、顧客組織およびSGEC公示認証機関と事前に調整を行わなければならない。

注：これにはSGECのCOC審査も含まれる。

4.2 法的および契約事項

4.2.1 認証機関は、顧客との法的拘束力のある契約に、事前通知なしの審査を実施するための認証機関の手順に関する情報、及び当該審査を受け入れるという顧客組織の確認が含まれることを確実にしなければならない。

4.3 機密保持

4.3.1 認証機関は、顧客との法的拘束力のある契約に、事前通知なしの審査を実施するための認証機関の手順に関する情報、及び当該審査を受け入れるという顧客組織の確認が含まれることを確実にしなければならない。

注：顧客組織による情報共有に関する要求事項は、SGEC EUDR DDS規格にも盛り込まれている。SGEC規準文書4-1の4.1.10を参照。

4.3.2 認証機関は、顧客との間で締結する法的拘束力のある契約に、4.3.1 に記載されている通り、認証機関が顧客組織の SGEC規準文書4-1への適合状況に関する情報を、欧州委員会、管轄当局、PEFC 評議会および SGEC/PEFCジャパンと共有することについて、顧客組織が同意している旨を盛り込むことを確保しなければならない。

4.3.3 情報の範囲は、審査報告書など、顧客組織のSGEC EUDR DDS規格への適合性に関する情報、あるいは、根拠のある懸念、EUDR根拠のある懸念、または顧客組織に対して提起された苦情の調査に用いられる情報に限定されなければならない。

4.3.4 本契約には、PEFCデータベースを通じて一般に公開される情報、具体的には審査報告書の概要、COCの実施に必要な認証関連情報、および顧客組織の連絡先についても記載しなければならない。

注：連絡先としては、通常、個人情報を含まない一般的なメールアドレスが使用される。

5. 資源に関する要求事項

5.1 認証機関の職員

5.1.1 審査員

5.1.1.1 SGEC EUDR DDS 研修

認証機関は、審査員が当該規格に基づく審査を開始する前に、PEFC評議会が認める**SGEC EUDR DDS規格**に関する初期研修を修了していることを確認しなければならない。

注: PEFCウェブサイト（www.pefc.org）では、研修プログラムに関する詳細情報を掲載。

5.1.1.2 力量

5.1.1.2.1 認証機関は 審査員が、**SGEC EUDR DDS規格**に関して、SGEC規準文書5-2の6.1.1.2.6.2に記載された分野の用語、知識、理解及び技能を適用する能力を実証することを確実にしなければならない。具体的には：

a) SGECシステムの目的及び中核と なるプロセス。これには、SGEC COCの「問題のある出処」の定義（SGEC規準文書4の3.7(b)、(c)、(d)及 び(e)）で扱われるSGEC持続可能な森林管理規格（SGEC規準文書3）の要求事項、並びに不適合製品の定義（SGEC規準文書4-1の定義3.24）が含まれる。

b) **SGEC EUDR DDS 規格（SGEC規準文書4-1）**の原則および要求事項。

c) 不適合製品の調達を回避するための措置の適用。これには、情報の検証方法（地理空間的な証拠、法的文書等）、関連するリスク評価の方法及び指標、並びにリスク軽減措置が含まれる。

5.1.2 レビューアーおよび認証の決定者

5.1.2.1 SGEC EUDR DDS 研修

5.1.2.1.1 認証機関は、レビューアーおよび認証の決定者が、PEFC評議会が認める**SGEC EUDR DDS** 規格に関する初期研修を修了・合格していることを確実にしなければならない。

注: PEFCウェブサイト（www.pefc.org）で、研修プログラムに関する詳細情報を掲載している。

5.1.2.2 力量

5.1.2.2.1 認証機関は、レビューアーおよび認証決定者が、**SGEC EUDR DDS規格**について、SGEC規準文書5-2の6.1.1.4.6.1に記載された分野の知識及び技能を適用する能力を実証することを確実にしなければならない。具体的には：

a) **不適合製品の定義（SGEC基準文書4-1、3.24）**

b) SGEC EUDR DDSモジュール規格（SGEC基準文書4-1）の原則および要求事項

5.2 認証プロセスに関与する要員の能力管理

5.2.1 認証機関は、認証プロセスに関与するすべての人員について、その役割および責任に見合った、EUDRの要求事項、プロセスおよび目的に関する知識を示す力量基準を定義しなければならない。また、認証機関は、これらの力量を評価・実証するために必要な措置を講じ、当該人員の力量および実績を証明する記録を保管しなければならない。

5.2.2 認証機関は、有資格のレビューアー、認証決定者および審査員が、2暦年ごとに、PEFC評議会が認めるSGEC EUDR DDS規格に関する更新研修を修了・合格していることを確保しなければならない。

5.2.3 SGEC EUDR DDSモジュール規格の新規格が発行された場合、認証機関は、有資格のレビューの実行者、認証決定者および審査員が、当該規格に基づいた業務を開始する前に、規格の新規版を対象としたPEFC評議会が認める更新研修に修了・合格していることを確認しなければならない。

注: PEFCウェブサイト（www.pefc.org）では研修プログラムに関する詳細情報を掲載している。

5.2.4 認証機関は、現役の審査員が、SGECの解釈、認証機関の手順、および審査のベストプラクティスに関する能力を維持していることを確保しなければならない。

6. プロセスに関する要求事項

6.1 申請

6.1.1 **認証機関は、**認証申請の一環として顧客組織から少なくとも以下の情報および文書を入手しなければならない:

a) SGEC EUDR DDS 規格で定義されている文書化された手順

b) SGEC EUDR DDS 規格の対象となる製品の説明。SGEC EUDR DDS 規格が適用される製品グループを特定するのに十分な内容であること。

c) マルチサイト認証の場合、SGEC EUDR DDS 規格の対象となる拠点

d) 顧客組織が他の認証機関に対してSGEC COC認証またはSGEC EUDR DDS 認証を申請し、その申請が却下された場合、却下の理由に関する情報。

e) 申請に先立ち、顧客組織がSGEC、またはSGEC 認証と同様の範囲を持つ他の認証制度に参加しており、その認証が一時停止、取り消し、または終了となった場合は、一時停止、取り消し、または終了の理由に関する情報

6.1.2 認証機関は、該当する各拠点について、顧客組織から少なくとも以下の情報を入手しなければならない：

a) COC方式

b) 想定される製品グループ

6.2 申請のレビュー

6.2.1 認証機関は、申請をレビューする際に実施すべき確認事項を定めた手順を策定しなければならない。

6.2.2 認証機関は、顧客組織から提供された文書を検証し、適用されるPEFC認証要求事項に適合するための顧客組織のコミットメントおよび能力を評価しなければならない。このレビューには、該当する場合、以下の確認事項を含めなければならない：

a) 顧客組織またはその法的前身組織が、汚職行為や森林及び森林外樹木産原材料の違法な調達に関与したことがあるかどうか、およびそのような行為がSGEC認証に及ぼしうる影響。

b) 顧客組織による申請が過去に他の認証機関によって却下された場合、その却下の理由およびSGEC認証に及ぼしうる影響。

c) 顧客組織の以前の認証が停止、終了または取り消された場合、その決定の理由およびSGEC認証に及ぼしうる影響。

6.2.3 認証機関は、顧客組織が現在、汚職行為や森林及び森林外樹木産原材料の違法な調達に関与していることが確認された証拠がある場合、その申請を受理してはならない。そのような行為の証拠が確認された場合、認証機関は、その情報をPEFC評議会およびSGEC/PEFCジャパンに提供しなければならない。

6.2.4 過去に汚職行為や森林及び森林外樹木産原材料の違法な調達に関与していた場合、認証機関は、当該関与が停止したこと、および顧客組織またはその法的前身組織がいかなる進行中の法的調査や制裁の対象にもなっていないことが検証された証拠がない限り、申請を受理してはならない。この情報は、PEFC評議会およびPEFC認定機関に提供されなければならない。

6.3 審査

6.3.1 認証機関は、顧客組織の事業活動の範囲、規模、強度、およびリスクに応じて、リスクベースのアプローチを用いて評価を実施しなければならない。

6.3.2 SGEC EUDR DDSモジュールを対象とする初回審査は、SGEC COC審査の通常サイクル（初回審査、4回の定期審査、再認証審査）の一環として実施することも、追加審査として実施することもできる。

6.3.3 本審査の目的は:

a) 顧客組織の適合性の決定:

i. SGEC EUDR DDS 規格の要求事項に対するCOCプロセスの適合性、及びその効果的な実施。

ii. SGEC EUDR DDS 規格の要求事項に対するマネージメント・システムの適合性、及びその効果的な実施。

iii. 該当する場合、問題のある出処からの原材料または**不適合製品**の調達を回避する要求事項（SGEC-COC DDS及びSGEC EUDR DDS 規格の要求事項）に対するCOCプロセスの適合性、及びその効果的な実施。

b) SGEC/PEFCジャパンが要求するデータの収集。

6.3.4 審査チームとして以下が必須となる:

i 規模、複雑性、およびリスクを考慮し、ISO 19011に示された指針に従って審査を実施する。

ii. 原材料及び関連する納入書類のトレーサビリティを確認する（顧客組織の活動に見合う供給者のサンプルを選定する）

iii 本規格の対象となるすべての製品について数量の整合性を確認する

iv オペレーターについては、DDステートメントまたは簡易申告書の提出、及びPEFC顧

客へのEU参照番号または簡易申告の申告識別番号の伝達を確認する。

v 非SME下流オペレーター及び非SMEトレーダーについて、該当する場合、EUデータベースへの登録を確認する

6.3.5 一般的に、審査（初回審査、定期審査、更新審査）は、現場で実施しなければならない。ただし、SGEC基準文書5-2の7.4.6または7.9.2の要求事項が適用される場合はこの限りではなく、その場合には、認証機関は遠隔審査の実施を決定することができる。

6.3.6 組織のCOC認証の適用範囲にSGEC EUDR DDSモジュール規格を追加する審査が、初回審査、定期審査、または再認証審査以外で行われる場合、認証機関は、遠隔での審査実施の信頼性を立証でき、かつSGEC基準文書5-2の要求事項7.4.6が適用されることを条件として、遠隔審査手法を用いることができる。

6.3.7 すべての遠隔審査は、グローバル基準ACI-TECH-3-003 (M) に従って実施されなければならない。

6.3.8 認証機関は、顧客組織が収集した情報の正確性、および顧客組織が当該情報を取得・評価するために用いた手段を評価しなければならない。認証機関は、その正確性を評価するために、供給者、二次供給者、または森林現場への訪問が必要かどうかを評価し、その決定の根拠を審査報告書に記載しなければならない。

6.3.9 認証機関が、樹種情報の正確性に関連するリスクを特定した場合、評価に、申告された樹種と実際の原材料との照合を含めることができる。

6.3.10 認証機関は、SGEC EUDR DDS認証の対象となる顧客組織の事業活動における範囲、規模、強度およびリスク、ならびに申請の一環として顧客組織から提供されたデータの正確性に基づき、審査時間およびサンプリングを決定しなければならない。

6.3.11 SGEC基準文書5-2の要求事項に加え、認証機関は、審査の所要時間および審査中のサンプリングを決定する際、以下の側面も考慮しなければならない：

a) SGEC EUDR DDS モジュール規格の適用範囲内における顧客組織の事業活動
b) 顧客組織または認証機関が受領した、不適合のリスクを示す根拠のある懸念、EUDR の根拠のある懸念または苦情。
c) 不適合の履歴
d) 翻訳のニーズ、および
e) 認証活動
 i. 地理的範囲
 ii. 審査の種類
 iii. 原材料カテゴリーおよび主張
 iv. サプライチェーンの複雑さと長さにより、問題のある出処からの原材料の調達や、不適合製品の調達といった重大なリスクが生じたり、問題のある出処や不適合製品と混在するリスクが生じたりする可能性があること；
 v. サイトの数

6.3.12 認証機関が、SGEC EUDR DDS 規格に基づく審査を、SGEC COC審査とは別個に実施する場合、審査の最低所要時間は4時間とする。これには、報告業務は含まれない。ただし、含めることが正当化され、かつ文書化できる特定の条件の下ではこの限りではない。
審査がSGEC COC審査の一環として行われる場合、全体の審査所要時間は、上記の要因に従って延長されなければならない。

6.4 認証書類

6.4.1 認証機関は、顧客の認証範囲にSGEC EUDR DDSモジュール規格を追加する場合、組織のCOC認証書を再発行することができる。

6.4.2 **認証**書が再発行される場合、SGEC COC認証および SGEC EUDR DDS モジュール認証が授与された日は同一でなければならない。再発行された認証書は、認証サイクルおよび有効期限を、以前の認証書と同じまま維持することができる。

6.4.3 認証機関は、認証文書に再発行の理由を明記しなければならない。例えば、「SGEC EUDR DDSモジュール規格の追加による適用範囲の拡大」など。

6.4.4 認証書が再発行されない場合、認証書類には、SGEC COC認証の適用範囲がSGEC EUDR DDSモジュール規格まで拡大される開始日が明記されなければならない。

6.4.5 顧客組織のCOC認証書の有効期限は変更されない。
注：審査が再認証審査であり、認証書が再発行される場合、有効期限はそれに応じて変更される。

6.4.6 顧客組織のCOC認証サイクルは、従来通りでなければならない。
注：審査が再認証審査であり、認証書が再発行される場合、認証サイクルはこの時点から始まる。

6.4.7 SGEC規準文書5-2の要求事項に加え、認証範囲には以下の情報を含めなければならない：
a) SGEC規準文書4-1;2026「SGEC EUDRデュー・ディリジェンス・システム（SGEC EUDR DDS）の実施のための要求事項」への言及；
b) PEFC製品カテゴリーに基づく、SGEC EUDR DDS 規格の対象となる製品。

6.4.8 該当する場合、認証の範囲において、SGEC EUDR DDS 規格の対象となる製品と、SGEC COC規格のみの対象となる製品とを明確に区別しなければならない。SGEC EUDR DDS 規格の対象となるすべての製品は、SGEC COC規格の対象ともなっていなければならない。

6.4.9 認証の範囲には、SGEC EUDR DDS 規格の対象となる製品が、SGEC EUDR DDSモジュール規格に準拠していることが検証された旨を明記しなければならない。ただし、これは当該製品がEUDRに準拠していることの検証を構成するものではない。

6.4.10 （公開用）の審査報告書概要および（非公開用の）審査報告書には、少なくとも付属書3に規定された情報を記載しなければならない。

6.4.11 審査報告書の概要には、いかなる機密情報も記載してはならない。

6.4.12 認証機関は、審査報告書および審査報告書の概要の写しを、認証書とともに、PEFC 評議会および SGEC/PEFC ジャパンに提出しなければならない。要請があった場合、認証関連文書は英語で提供されなければならない。要請があった場合、その他の必要な審査記録については、SGEC 規準文書 5-2 の要求事項 4.5 に従い、英語で提供することができる。

6.5 認証の終了、縮小、一時停止または取り消し

6.5.1 認証機関は、顧客組織に対する根拠のある懸念、EUDR の根拠のある懸念、または苦情について、フォローアップおよび調査を行い、該当する場合認証を一時停止しなければならない。認証機関は、SGEC/PEFC ジャパンに継続して状況を知らせなければならない。

6.5.2 SGEC EUDR DDS認証が終了、停止、または取り消された場合、認証機関は、顧客組織に対し、PEFC-EUDRの主張を今後一切使用してはならない旨を通知しなければならない。停止の場合、認証機関は、顧客組織がPEFC-EUDRの主張の使用を中止したかどうかを監視しなければならない。

6.5.3 SGEC EUDR DDSモジュールの適用範囲の有効性は、顧客組織のCOC認証書の有効性を条件とする。

6.6 事前通知なしの審査

6.6.1 認証機関は、認証サイクル内に少なくとも 1 回の定期審査を、事前通知なしの審査として実施しなければならない。SGEC COC 審査が SGEC EUDR DDS 審査と併せて実施される場合、SGEC COC 審査も事前通知なしの審査として実施されなければならない。

6.6.2 認証機関は、リスクが高いサプライチェーンについては、リスク、適用範囲、および規模に応じて、事前通知なしの審査の回数を増やすことができる。

6.6.3 初回審査および再認証審査は、事前通知なしに行ってはならない。

6.6.4 認証取得後、顧客組織は、すべての定期審査を事前通知なしの審査として実施することを選択することができる。

6.6.5 さらに、顧客組織が本規格の要求事項に故意に違反しているという根拠のある懸念、EUDRの根拠のある懸念または苦情を認証機関が受領した場合、事前通知なしの審査を実施することができる。

6.6.6 認証機関は、事前通知なしの審査に関する手順を文書化しなければならない。当該手順には、事前通知なしの審査を実施する条件を明記しなければならない。

6.6.7　**事前通知なしの**審査を実施するための条件には、根拠のある懸念、EUDRの根拠のある懸念、苦情、または不遵守のリスクが高いことが含まれなければならない。

6.6.8　認証機関は、審査プログラムの一環として、事前通知なしの審査の日程を決定しなければならない。

6.6.9　事前通知なしの審査の日程については、顧客組織に事前に通知してはならず、また、審査計画は開始の会議が行われるまで開示してはならない。

6.6.10　認証機関と顧客組織は、あらかじめ審査を実施しない日（審査除外日）について合意することができる。

6.6.11　認証機関と顧客組織は、あらかじめ審査除外日について合意しておくことができる。
セキュリティや安全上の制約がある場合、あるいはビザが必要となる場合など、例外的な状況においては、顧客組織への連絡が必要となることがある。そのような場合には、予告なし審査が一定の期間内（通常は30日間）に実施される旨を、顧客組織に伝えてもよい。

6.6.12 認証機関は、顧客組織が正当な理由なく事前通知なしの審査を拒否した場合、認証を一時停止または取り消さなければならない。

6.6.13 認証機関が、通常の認証サイクル（すなわち、通常の定期審査）以外で事前通知なしの審査を実施する場合、付属書3に規定される定期報告書に適用される最低限の内容を含む追加報告書を作成しなければならない。指摘事項については、定期審査中に特定された指摘事項と、同様に取り扱わなければならない

7. マネージメント・システムへの要求事項

7.1 認証機関の内部監査

認証機関は、要請があった場合、PEFC評議会及びSGEC/PEFCジャパンに対し、SGEC COC認証活動およびSGEC EUDR DDS認証活動の実施状況に限定した、当該認証機関の年次内部監査の結果を提供しなければならない。

付属書1（規範的）：SGEC公示のためにSGEC/PEFCジャパンが認める認定

SGEC/PEFCジャパンは、SGECのCOC認証が、製品認証に関するGlobalACI多国間相互承認協定（MRA）に直接、またはGlobal ACIが承認する地域協力機関を通じて、署名する認定機関から、認定を受けた認証機関によって実施されることを要求する。

SGEC規準文書5-2の要求事項に加え、認定の範囲は、SGEC規準文書4「SGEC森林及び森林外樹木産品のCOC－要求事項」、SGEC規準文書6「SGEC商標規則－要求事項」、および「SGEC規準文書4-1「SGEC EUDRデュー・ディリジェンス・システム（SGEC EUDR DDS）の実施に関する要求事項」を、SGEC/PEFCジャパンのウェブサイトに掲載されている有効な版に基づき、明示的に包含しなければならない。

また、認定の適用範囲には、ISO/IEC 17065、SGEC規準文書5-2、SGEC規準文書5-5、SGEC EUDR DDSモジュール規格に基づく認証を行う認証機関に対する追加的要求事項」、および当該認証機関が評価を受けたその他の要求事項を明示的に記載されなければならない。

認定書は、英語および必要に応じてその他の言語で提供されなければならない。

付属書2（規範的）：マルチサイトCOC認証

1. 認証機関の適格基準

1.1 個々のサイトで異なるCOC方式が適用されている場合、COC規格の適用状況は、認証書および個々のサイトに関する付属書に明記されなければならない。さらに、認証書類には、各サイトにどのCOC方式、製品グループ、および適用範囲（SGEC規準文書4、規準文書4-1、またはその両方）が適用されるかを明記しなければならない。

付属書3（規範的）：公開用審査報告書の概要および審査報告書の最小限の記載事項

SGEC規準文書5-2の 付属書4の要求事項に加え、**認証機関**は、（公開用）審査報告書概要および（非公開）審査報告書において以下の事項を記載しなければならない。

1. （公開用)審査報告書概要の最小限の記載事項

1.1 表紙

1.2 審査を受ける組織の概要

1.3 顧客組織が、SGEC EUDR DDS規格の適用範囲内にあるすべての製品グループの管理を維持するために運用している、COCのマネージメント・システムの説明

1.4 審査の範囲

a) 審査日
b) 適用された認証基準
c) 審査計画の概要（遠隔、現場または両者の組合せ、リスク評価の概要、審査方法の根拠、サンプリングの根拠およびステークホルダーとの協議を含む）。審査時間を含め、該当する場合は現場および遠隔の時間を区分して記載する。
d) 審査行程の概要。これには、供給者、二次供給者および森林への訪問回数、並びに審査行程および該当する場合は訪問したサイトの数・選定の根拠を含む。
e) 審査／認証の対象となるSGEC規格（版数を含む）
f) 審査対象サイト
g) その他の自主的な制度や規格に基づく認証

1.5 審査結果（以下を含む）：

a) 特定された不適合事項の集計リスト
b) 過去に指摘された不適合事項の評価
c) 推奨される認証の決定

1.6 その他の情報

a) 審査日
b) 発行場所
c) 発行者の印章および／または署名

2. 審査報告書の最小限の記載事項

2.1　表紙

2.2 顧客組織の概要

2.3 顧客組織がSGEC EUDR DDS 規格の適用範囲内のすべての製品グループを管理するためのCOCマネージメント・システムの説明。これには、関連製品の投入／生産、原産国若しくは原産国となり得る国を集約した情報、樹種、前暦年中に調達および生産されたSGEC認証原材料、SGEC管理材および他の認証制度由来のSGEC管理材の数量、並びにそれぞれの区分におけるPEFC-EUDR主張原材料の数量を含む。

2.4 審査の範囲

a) 審査の日付;
b) SGEC規準文書4-1:2026 に基づき適用された認証基準。該当する場合には、製品グループおよび／またはサイトごとに示す
c) 審査計画の説明（遠隔、現場、またはその組み合わせ。これには、遠隔審査を正当化するために Global ACI-TECH-3-003 (M) で要求される情報、リスク評価の概要、審査方法の根拠、サンプリングの根拠、および利害関係者との協議が含まれる）、ならびに審査時間（該当する場合は、現場および遠隔での所要時間を区分して記載すること）;
d) 審査行程の説明（供給者および二次供給者、ならびに森林への訪問を含み、それらの選定根拠を含む）;
e) 審査／認証対象のSGEC規格（バージョン番号を含む）;
f) 審査対象サイト;
g) その他の自主的制度または規格に基づく認証

2.5 審査対象となった基準に対する審査結果（以下を含む）

a) すべての要求事項のリスト、およびそれらがどのように満たされているかについての根拠。
b) 各要求事項について特定された不適合。要求事項番号及び是正期限を含めなければならない。軽微な不適合については、見込みの是正期限を記載しなければならない。
c) 根拠のある懸念、EUDRの根拠のある懸念、および苦情のリスト

2.6 その他の情報

a) 審査日
b) 発行地
c) 発行者の捺印および／または署名

参考文献

欧州委員会、「よくある質問（FAQ）— EU森林破壊規制の実施」

デフォレステーション・フリー製品に関する規則（EU）2023/1115のガイド文書（C/2026/3896）

欧州連合関税法典を定める、2013年10月9日付欧州議会及び理事会規則(EU) No952/2013(再制定)

欧州共同体規則(EC)第2173/2005号

Global ACI-ACC-00、認証機関（AB）、適合性評価機関（CAB）、および認証取得組織に影響を及ぼす異常事態または状況の管理に関する参考文書